

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：食品安全委員会事務局

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：13. 食品安全政策

政策名	食品の安全性の確保
基本目標	食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品健康影響評価を着実に実施するとともに、関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを推進すること等により、食品の安全性の確保を図る。
評価方式	実績評価方式

1 政策概要及び評価結果総論

(1) 政策の背景・必要性

食品流通の国際化等の国民の食生活を取り巻く状況の変化、BSE等の食の安全を脅かす事件の発生、食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に科学的な評価を行い、適切な管理をするという考え方(リスク分析)の一般化等の情勢の変化を踏まえ、平成15年に食品安全基本法(平成15年法律第48号)(資料1)が制定され、新しい食品安全行政の枠組みが導入された。また、同年7月1日に、リスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価※(リスク評価)を行う機関として、食品安全委員会が設置された。

食品安全基本法第6条において、「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する」ことは国の責務であるとされており、同法第23条第1項各号の規定に基づき、食品安全委員会は、

- ・ 適切にリスク管理を行い、食品安全を確保するための基礎となるリスク評価を実施すること
 - ・ リスク評価手法の開発などリスク評価を実施するための科学的知見の充実に必要な研究を実施すること
 - ・ 国民の意見を反映するとともに、公正性及び透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を企画・実施すること
- 等を行うこととされている。

※ 「食品健康影響評価」とは、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響についての評価をいう。

(2) 根拠法令等

- ◆食品安全基本法(平成15年法律第48号)
- ◆食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(平成16年1月16日閣議決定)(資料2)

(3) 評価対象施策

- ①食品健康影響評価技術研究の推進
- ②食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進

(4) 評価結果総論

- 施策評価結果一覧

S		A		B		C	
1	①	1	②				

○総合的評価

食品健康影響評価技術研究の評価結果や意見交換会の参加者の「理解が増進した者」及び「意見交換会に満足した者」の割合については、目標以上の成果を達成することができた。また、メールマガジンの登録者数についても、一定の伸び（対前年度末比）があり、目標が達成できた。

（5）政策全体の課題と今後の取組方針

食品健康影響評価技術研究については、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、必要な予算の要求を行う予定。

食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについては、より一層、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施するために必要な予算を要求するとともに、メールマガジンの登録の更なる促進を図る予定。

また、食品安全委員会においては、平成 21 年 3 月 26 日に開催された第 279 回食品安全委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」（資料 3）を取りまとめており、その改善方策を着実に実施するとともに、必要な予算要求等に反映する予定。

2 各施策の概要及び評価結果

(1) 食品健康影響評価技術研究の推進〔食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課〕

ア 施策の概要

科学を基本とするリスク評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として、大学や試験研究機関等に属する主任研究者に委託して実施する。

(単位：百万円)

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	364	364	323

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		S			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
(1)-1 実施要領に定める事後評価結果	目標値	—	平均評価点が 3 以上の研究課題が 50%以上	すべての評価項目について平均評価点が 3 以上の研究課題が 50%以上	
	実績値		100%	91%	目標以上の成果を達成できた (S)
(1)-2 実施要領に定める中間評価結果	目標値	—	平均評価点が 3 以上の研究課題が 50%以上	平均評価点が 3 以上の研究課題が 50%以上	
	実績値		100%	82%	目標以上の成果を達成できた (S)

注 ・(1)-1 実施要領に定める事後評価結果については、平成 21 年度に終了した課題が評価対象
 ・(1)-2 実施要領に定める中間評価結果については、平成 22 年度以降継続される課題が評価対象

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成 21 年度に実施することとされていた 22 課題（継続 16 課題、新規 6 課題）（資料 4）について、平成 21 年 4 月から 5 月までに、大学や試験研究機関等に属する主任研究者に研究を委託した。

これらの研究課題のうち、研究期間が平成 22 年度以降に及ぶ 11 課題については中間評価の結果、9 課題が平均評価点 3 以上とされ、平成 22 年度において研究を継続実施してい

る。

平成 21 年度に研究期間が終了した 11 課題のうち 10 課題について、すべての評価項目について平均評価点が 3 以上となっており、目標を上回る成果を得ている。

研究成果については、今後、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等や新たな科学的知見として活用される予定であり、信頼性の高いリスク評価の実現やリスク評価の迅速化を図る上で有効である。

＜効率性＞

新規採択課題の候補の選定に当たっては、委員会として必要な研究であるか、過去に重複した研究がなされていないか等を考慮し、予算配分においても、研究項目やその規模（例：実験動物の数など）についての科学的妥当性を考慮しながら決定した。同様に、継続課題についても、中間評価時点の研究成果や次年度の研究計画（案）についてその科学的妥当性などを考慮し、次年度の予算配分を決定した。

また、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を実施した。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針
・リスク評価の的確かつ効率的な実施に資するよう研究推進体制を強化整備する。	予算要求 ・独自の研究機関を持たない食品安全委員会における食品健康影響評価技術研究の重要性に鑑み、リスク評価の効率化等に必要な研究を一層推進するために必要な予算を要求する予定。 <平成 23 年度概算要求 305 百万円> (平成 22 年度予算 343 百万円)
	事務の改善等 ・これまで以上に多くの研究機関に対し、調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。

オ 有識者の意見等

平成 21 年 3 月 26 日に開催された第 279 回食品安全委員会会合において、食品安全委員会の改善に向けて審議を行い、次のような改善方策を決定している（資料 3）。

- ・ 必要な調査研究費の確保を図る。
- ・ これまで以上に多くの研究機関に対し、調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。

（2）食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーション〔食品安全委員会事務局勧告広報課〕

ア 施策の概要

食品安全基本法第 13 条及び基本的事項において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進し、関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図るとされている。このため、食品の安全性のうち国民の関心の高い事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、関係者との間で情報の共有や意見の交換を行うとともに、正確な情報の周知等を目的としてホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信を行う。

(単位：百万円)

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	118	123	100

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
(2)-1 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	目標値	50%以上	50%以上	60%以上	
	実績値	53.4%	84.2%	90.1%	目標以上の成果を達成できた(S)
(2)-2 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合	目標値	—	50%以上	60%以上	
	実績値	—	73.7%	77.9%	目標以上の成果を達成できた(S)
(2)-3 年度末におけるメールマガジンの登録者数(対前年度末に対する増加率)	目標値	30%以上	20%以上	20%以上	
	実績値	36.6%	19.1%	18.1%	達成できた(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

食品安全委員会では、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成 20 年 8 月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会）に沿って、参加者の相互理解が円滑に進むように十分配慮を行うなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施している。その結果、平成 21 年度は、達成目標のとおり、意見交換会の参加者の 90.1%が評価書の内容に対して「理解が増進した」、77.9%が意見交換会の内容に「満足した」としており、これらの取組は、極めて有効である。

また、平成 21 年度末のメールマガジンの登録者数は 8,119 人となり、前年度末(6,875 人)に比べ 18.1%増加し、より多くの方への情報提供を行った。

<効率性>

意見交換会実施のための業者の選定に当たっては、一般競争入札を行うことにより経費面での効率性の確保に努めた。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針
・今後も、関係府省と連携しつつ、消	予算要求 ・食品安全委員会が行うリスク評

<p>費者を含む関係者との間で情報の共有や意見の交換を行うとともに、関係団体等との連携の推進や多様な手段を用いた情報提供に努める。</p>		<p>価についてのより分かりやすい資料の作成・情報提供を行うとともに、消費者団体等と連携を図りながら意見交換を行うための費用を新たに要求する予定。 <平成23年度概算要求 25百万円> (平成22年度予算 54百万円)</p>
	<p>事務の改善等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーション専門調査会における議論等を踏まえつつ、今後とも意見交換会の実施等により、正確でより分かりやすい情報提供と意見交換に努める。 ・食品安全への関心が高い方に対して働きかけを行い、メールマガジンの登録のさらなる促進を図る。

オ 有識者の意見等

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会において、有識者の意見を聴取し、リスクコミュニケーションの実施に当たってその意向を反映させることとしている。

平成22年1月26日に開催された第48回食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会（資料5）において、専門委員からは、意見交換会について

- ・消費者団体とのコミュニケーションを積み重ねていくべき。
- ・事業者団体、特に女性の事業者団体と連携すべき。

などの意見があった。これらの意見を踏まえ、今後の取組を実施することとしている。

平成21年3月26日に開催された第279回食品安全委員会会合において、食品安全委員会の改善に向けて審議を行い、次のような改善方策を決定している（資料3）。

- ・意見交換会の実施に当たっては、多様な場の設定を行う。

（参考1）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日 閣議決定	「・・・食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。」 （「第5章 安心できる社会保障制度 質の高い国民生活の構築 5. 食料の安定供給と食の安全の確保」より抜粋）

（参考2）文献及びデータ等

- ・ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）（資料1）
http://www.fsc.go.jp/hourei/kihonhou_190330.pdf
- ・ 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）（資料2）
<http://www.fsc.go.jp/hourei/kihontekijikou-160116.pdf>
- ・ 食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月26日食品安全委員会決定）（資料3）
http://www.fsc.go.jp/iinkai/iinkai_kaizen.pdf
- ・ 第29回食品安全委員会企画専門調査会（平成21年1月30日）
<http://www.fsc.go.jp/senmon/kikaku/k-dai29/index.html>

- ・ 食品健康影響評価技術研究実施要領（平成 17 年 5 月 18 日内閣府食品安全委員会事務局長決定）
http://www.fsc.go.jp/senmon/gi_jyutu/jishiyouryou.pdf
- ・ 食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針（平成 17 年 7 月 13 日内閣府食品安全委員会事務局長決定）
http://www.fsc.go.jp/senmon/gi_jyutu/hyoukasisin.pdf
- ・ 第 48 回食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会（平成 22 年 1 月 26 日）（資料 5）
<http://www.fsc.go.jp/senmon/risk/r-dai48/index.html>

（参考 3）測定指標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
(1)	<p>実施要領に定める事後評価結果</p> <p>実施要領に定める中間評価結果</p>	<p>個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。</p> <p>個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。</p>
(2)	<p>食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合</p> <p>食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合</p> <p>年度末におけるメールマガジンの登録者数（対前年度末に対する増加率）</p>	<p>過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約 40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が 50%以上となることを目標値として設定した。</p> <p>相互理解を深める新たな手法の導入や円滑な意見交換会の運営は、リスクコミュニケーションを推進する上で重要な要素である。このような取組により、「意見交換会に満足した者」の割合が 50%以上となることを目標値として設定した。</p> <p>リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、地方も含めた全体的な評価を行うに当たっては、メールマガジンの登録者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、メールマガジンの登録者数の増加率が 20%以上となることを目標値として設定した。</p>